

第12号議案

令和6年度京都府電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	38,000,000キロワット時
(2) 供給電力料金	557,236,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	電気事業	収益		563,430千円
第1項	営業	収益		557,236千円
第2項	財務	収益		4千円
第3項	事業外	収益		6,190千円
		支	出	
第1款	電気事業	費用		511,811千円
第1項	営業	費用		487,442千円
第2項	財務	費用		1,127千円
第3項	事業外	費用		22,241千円

第 4 項	特 別 損 失	1千円
第 5 項	予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 49,870千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,272千円及び過年度分損益勘定留保資金 47,598千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	1千円
第 1 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	49,871千円
第 1 項	建 設 改 良 費	25,000千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	23,871千円
第 3 項	予 備 費	1,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び事業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

103,349千円

令和6年2月14日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊